

仙台市議会議員・政務調査費（平成23年4月から8月） に関する住民訴訟 仙台高等裁判所判決を受けてのコメント

平成30年10月24日（水）

仙台市民オンブズマン

本日、仙台市議会議員に係る政務調査費（平成23年4月から8月）に関する住民訴訟の控訴審判決が言い渡された。本日の判決は、オンブズマンの全体請求額（1443万6060円）に対し、合計1131万6303円を認容した。請求額に対する認容率は、仙台地裁判決約85.7%に対し本判決約78.4%と、依然として高いものとなった。

本判決は、政務調査費の財源が住民の税負担に依拠しているという趣旨を踏まえ、その使途の透明性の確保が要請されることについて、原判決に引き続き明確に言及し、主張立証責任についても、会派及び各議員に対し、客観的資料等に基づく適切な説明責任を果たすよう求めた。

また、本判決は、会派及び各議員の広報公聴費について、原判決に比して精緻な検討を行い、正当な判断をした。すなわち、本判決は、広報誌やホームページの内容を具体的かつ詳細に検討し、選挙活動等、調査研究活動以外の目的が併存していることを正面から認め、多くの広報誌やホームページに関する経費について2分の1を違法と判断した。

もっとも、本判決は、今回、オンブズマンが特に問題にした選挙期間中（10日間）の政務調査費の支出について、原判決を変更する判断を行った。

今回、原審における尋問の中で、会派及び所属議員が選挙期間中には選挙活動に集中していたことを端的に伺わせる証言が議員らによって多数なされる等、選挙期間中に調査研究活動が実施されなかったことが明らかになった。にもかかわらず、本判決は、係る実態を踏まえた判断を行わず、抽象的な形式論でオンブズマンの主張を排斥した。

これらの判示については、妥当性を欠くと言わざるを得ない。

以上のように、本判決は、全体としては、条例の定め、政務調査費の手引の定め、さらには私たち市民の想いを尊重し、これを踏まえた真っ当な判断をしたものとして高く評価すべきである。

オンブズマンは、仙台市及び各会派・議員が本判決を厳粛に受け止め、政務調査費の返還手続を誠実に履行され、今後の政務活動費の支出についても本判決を尊重した運用がなされることを、切に望む。

以上